

【 講 演 】

高齢者虐待対応における重要な視点 ～法的な視点から～

講師

弁護士 滝沢 香

高齢者虐待対応における重要な視点～法的な視点から

2006年7月21日

弁護士 滝沢 香

1. 高齢者虐待防止・救済における市区町村の役割

(1) 中核的機能をはたす機関として

① 法律上の市区町村の責務

- ・ 相談、指導、助言、
- ・ 事実確認と高齢者虐待対応協力者との対応についての協議
- ・ 老人福祉法上の措置
- ・ 市区町村長による成年後見申立
- ・ 居室の確保
- ・ 立入調査
- ・ 警察への援助要請
- ・ 養護者支援
- ・ 専門的に従事する職員の確保
- ・ 連携協力体制の整備
- ・ 周知

② 中核的機能として

- ・ 地域包括支援センターへの通報・届出を適切に解決に結びつける
- ・ 予防・救済が実効あるものになるための研修・モニタリング・再検討等

(2) ネットワーク構築の必要性

- ・ 市区町村はネットワークを構築するうえでの主体
- ・ 専門職種との連携や地域の社会資源の活用

(3) 現場での判断を支援する体制整備

① 判断をする仕組みを定めておくことは必要だが、迅速な対応ができるような配慮も必要

- ・ 緊急性の判断、虐待の認定、老人福祉法上の措置の必要性等
- ・ コアメンバーの設定や専門家の助言を得るタイミング
- ・ 緊急性の判断

② 実効に移すための支援体制の整備

- ・ 立入調査の実施
- ・ やむを得ない措置と居室の確保
- ・ 円滑な成年後見市区町村長申立

③ 地域包括支援センター等の現場のスキルアップと体制確保

2. 高齢者虐待防止法の解釈と運用のポイント

(1) 立入調査について

① 立入調査の位置づけ

- ・ 法律で立入調査に根拠が与えられたことは重要であるが、立入調査そのものは高齢者虐待救済のための手続の一環であり、それ自体がゴールではない
- ・ 高齢者虐待は養護者を処罰することが目的ではなく、高齢者の救済と養護者への必要な支援に結びつけることが必要
- ・ 立入調査以前の事実確認や情報収集の重要性
- ・ 立入調査後に予想される事態への準備は不可欠であり、そのためのネットワークの整備の必要性
- ・ 立入調査は直営以外は地域包括支援センターに委託できない。地域包括支援センターの要請に円滑に対応できる仕組みの整備

② 立入調査実施の準備として

- ・ 任意の介入の試み
→虐待への介入としてだけでなく、養護者支援としてのアプローチも
- ・ 情報の収集と整理
→高齢者本人や親族等に関わる情報、高齢者本人にアプローチがしやすい生活時間帯等の情報
- ・ 立入調査に臨むスタッフ・人員の確保
→複数の職員の確保、医療・保健職、協力を得られる親族、家主、管理人等の協力を調整し、予め基本となる役割分担を決めておく
- ・ 立入後の質問項目・確認項目の整理やチェックリストの作成等
- ・ 事案によっては、警察への援助要請
- ・ 分離の場合のやむを得ない措置、居室の確保（医療機関も含め）、成年後見申立についての検討、準備
- ・ 高齢者本人への説明・説得（介入・分離を拒んでいる場合など）や養護者への対応についても方針を検討しておく
- ・ 立入調査によって虐待の事実が確認できなかった場合や、分離を行わない場合についての方針も検討しておく必要
→調査時には確認できなくても実際には虐待の事実がある場合もある。その場で適切な介護サービスの導入に結びつけるなどの、十分な配慮が必要

③ 立入調査時の対応

- ・ 高齢者が在宅で、虐待者の不在時など、円滑に立入ができる状況があれば確認をしておく
- ・ まず任意の立入を説得
- ・ 親族、家主、管理人等の協力による鍵の開閉等

- ・ 立入調査についての法 11 条についての告知と説明
 - ・ 立入調査の妨害行為についての法 30 条の罰則の告知
 - ・ 法 12 条の警察の援助要請についての告知と説明
 - ・ 立入後の事実確認と証拠等の保全
 - ・ 高齢者本人への対応（説得や医療的措置）
 - ・ 養護者への対応
- ④ 立入調査時にできること
- ・ 市区町村職員の場合
 - 立入調査・質問調査は、犯罪捜査のためではなく（法 11 条 3 項：高齢者の自己決定や養護者との人間関係への配慮）、裁判所の令状を得て行うものでもない
ので、実力行使によって自ら鍵を明けて立ち入ることはできない
 - ・ 警察の援助
 - 職務執行の現場に臨場、待機、状況によっては職立入権限のある職員と一緒に立入
 - 妨害行為に対する警告
 - 加害行為が行われようとする場合の引き留め、高齢者の避難
 - 暴行・脅迫等の犯罪行為が行われようとする場合の警告や、場合によっては制止や逮捕
- ⑤ 立入調査実施後の対応
- ・ 立入調査に関わる記録作成や関係情報・書類の整備
 - ・ 分離後の高齢者本人への対応についての方針決定のケア会議や連携
 - ・ 分離の場合の養護者支援についての対応
 - ・ 高齢者が安全に生活できる状況の確保が必要であって、分離自体が目的ではない。高齢者本人の意思も踏まえた虐待状況を解消した生活に向けての支援の継続が必要
 - ・ 高齢者本人の意思の尊重は重要、しかし、虐待の事実がある場合には老人福祉法の措置の適切な行使は必要な場合もあり、どうバランスをとるかが問題となる。判断能力が減退していない高齢者に対してなど、高齢者虐待における特徴などもふまえて、対応することが必要

（２）個人情報の保護

① 個人情報保護の原則

- ・ 通報者・届出者の特定情報の守秘義務（高齢者虐待防止法 8 条）と秘密漏示の禁止（同 17 条）
- ・ 関係機関・関係者の守秘義務
- ・ 個人情報保護法の利用目的による制限（同法 16 条）、第三者提供の制限（同法 23 条）

② 高齢者虐待と個人情報

- ・ 虐待については、個人情報保護法の例外として本人同意なしに第三者提供が認められると考えるべき場合がある

【例外規定】

- i 法令に基づく場合
 - ii 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - iii 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - iv 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- ・ 介護保険サービス利用契約時の包括的同意など
東京都高齢虐待対応マニュアルの例「地域包括支援センター等その連携により、心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うこと」

③ 対応

- ・ 個人情報保護についてのルール の策定
→地域包括支援センター等の現場がケア会議での検討や判断にあたって対応しやすいように
個人情報の例外規定にあたる場合があることもルールを明確化しておく
- ・ 介護サービス契約時の包括同意
- ・ 介入時における包括的同意の取り付けや、協力を得られる親族からの情報提供

(3) 成年後見申立

① 成年後見申立

- ・ 高齢者本人の生活のために年金や預貯金などの収入・資産を確保したり、財産的虐待による被害回復が必要になる場合、介護サービス利用等のために有効
- ・ 申立に協力する4親等内親族についての情報収集
- ・ しかし、虐待事案では、親族調査や親族の説得を行っていると時機を失する場合もある
- ・ 市区町村長申立の活用の十分な準備を
→成年後見利用支援事業に基づく要綱等の整備と予算の確保
保佐・補助類型でも利用できる制度の検討も
2親等の親族調査も必須とはいえない
成年後見申立に迅速に対応できる職員を確保することが不可欠
ex.弁護士会での行政職員向けの研修など
診断書の確保（介護サービス利用時の資料等の活用も）、鑑定医（かかりつけ医の協

力・行政側の手配等)の確保をしておく

後見人候補者については、家庭裁判所でも名簿等を用意しているが、日頃から弁護士会、司法書士会、社会福祉士会との連携によって確保をしておくことも必要
高齢者本人に資産がある場合や、虐待状況を解消し、本人の状況が安定した場合には、専門家後見から適切な親族後見への変更などもあり得るので、高齢者虐待防止法にしたがい、必要な事案についての申立を躊躇しない

③ 審判前保全の活用

- ・ 親族が高齢者の財産を費消している場合など、成年後見申立とともに、家庭裁判所に審判前の保全処分を申立て、財産管理者を選任してもらうことも有効な場合がある
→後見申立から審判までの期間は短縮しているが、地域や事案によっては時間を要することもある
- ・ 審判前保全処分を活用するには、家庭裁判所への説明や財産管理者候補者の確保での弁護士会との連携
- ・ 成年後見利用支援事業とは別途に要綱等を整備することが必要になるが

3. 弁護士・弁護士会と高齢者虐待防止・救済についての市町村支援

(1) 弁護士は高齢者虐待防止・救済にどのように関われるか

- ① ネットワークの一員として ex.専門ケア会議等への関与
- ② 権利擁護についての研修
- ③ 地域包括支援センター運営協議会の構成員として
- ④ 被虐待高齢者の代理人としての法的手続への関与
- ⑤ 成年後見の市区町村長申立の支援
- ⑥ 虐待者・養護者に関わる法的問題の解決 ex.債務の整理

(2) 各単位弁護士会の高齢者・障害者支援センター

- ① 全国の設置状況【別表】
- ② 相談方法
→各地の状況に応じて電話・来館・出張など
- ③ 福祉・行政職への無料相談
→福岡県弁護士会「あいゆう」の福祉の当番弁護士
愛知県弁護士会の福祉・行政の職員のためのFAX相談「ほっとくん」
東京弁護士会オアシスの福祉職が業務のために行う場合の1回の来館無料相談

(3) 高齢者虐待防止についての弁護士会等の取組

- ① 地域包括支援センター運営協議会の委員として弁護士を選任する申し入れ
- ② 「在宅高齢者虐待対応専門職チーム」設置など社会福祉士会との連携による取組
- ③ 大阪弁護士会と大阪府のアドバイザー派遣契約

- ④ 東京における3弁護士会・東京都共催のシンポジウムと専門ケア会議等への派遣
- ⑤ 専門家連携によって虐待問題の解決にあたっている地域

(4) 自治体と弁護士・弁護士会の連携

- ① 市区町村がネットワーク構築をする上での法律家の関与の必要性
 - ② 高齢者虐待に関わる弁護士へのアクセス
 - ・ 弁護士会の高齢者・障害者支援センター
 - ・ 司法支援センター（愛称「法テラス」06年10月～）
総合法律支援法32条2項における高齢者・障害者に対する特別な配慮
 - ・ 弁護士過疎地域における公設事務所
- 自治体からのネットワーク構築にあたっての働きかけを

4. 実効ある高齢者虐待防止・救済のために.

(1) 高齢者虐待防止法の問題点

- ・ 法律上の中核機関の整備
- ・ DV防止法における緊急保護命令等の類似の制度の検討
- ・ 養介護施設従事者等による虐待についての実効性

→3年後の法の見直しに向けて支援の現場からの実践に基づく意見を

(2) 市区町村での高齢者虐待・防止救済への積極的な取組

【参考文献】

- ・ 厚生労働省「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」
- ・ 日本弁護士連合会高齢者・障害者の権利に関する委員会編「高齢者虐待防止法活用ハンドブック」（民事法研究会）

高齢者・障害者財産管理センター・支援センター等設立状況について

弁護士会	センター名	センター設立	センターTEL	弁護士会代表T
東京	高齢者・障害者総合支援センター「オアシス」	1999年10月22日	03(3581)2626	03-3581-2201
第一東京	成年後見センター「しんらい」	2001年4月1日	03(3595)8575	03-3595-8585
第二東京	高齢者財産管理センター「ゆとり～な」	1997年4月1日	03(3580)6688	03-3581-2255
横浜	独自のセンターは設けず神奈川県社協と横浜市社協とが設置する「あしすと」と「あんしんセンター」と協力協同関係を持つ中で取り組んでいる	1998年頃～		045-201-1881
埼玉	高齢者・障害者権利擁護センター「しんらい」	1999年10月22日	048(863)5255	048-863-5255
千葉県	高齢者・障害者支援センター	2000年4月1日	弁護士会TEL	043-227-8431
茨城県	高齢者・障害者総合支援センター	2004年4月1日	弁護士会TEL	029-221-3501
栃木県	高齢者等援護センター	1999年10月1日	弁護士会TEL	028-622-2008
群馬	高齢者・障害者支援センター	2001年4月1日	弁護士会TEL	027-233-4804
静岡県	高齢者・障害者総合支援センター	2000年4月1日	弁護士会TEL	054-252-0008
山梨県	高齢者・障害者支援センター	2005年3月17日	弁護士会TEL	055-235-7202
長野県	高齢者・障害者総合支援センター「ひまわり」	2000年8月1日	弁護士会TEL	026-232-2104
新潟県	高齢者・障害者の財産管理・権利擁護支援センター	2000年5月	弁護士会TEL	025-222-3765
大阪	高齢者・障害者総合支援センター「ひまわり」	1998年4月1日	06(6364)1251	06-6364-0251
京都	高齢者・障害者支援センター	2000年1月25日	弁護士会TEL	075-231-2335
兵庫県	高齢者・障害者総合支援センター「たんぽぽ」	2001年1月1日	078(341)0550	078-341-7061
奈良	高齢者・障害者支援センター	2000年2月18日	弁護士会TEL	0742-22-2035
滋賀	高齢者・障害者支援センター	2000年5月9日	弁護士会TEL	077-522-2013
和歌山	高齢者・障害者支援センター	2001年3月16日	弁護士会TEL	073-422-4580
愛知県	高齢者・障害者総合支援センター「アイズ」	2000年4月14日	052(203)2677	052-203-1651
三重	高齢者・障害者支援センター	2003年3月13日	弁護士会TEL	059-228-2232
岐阜県	高齢者・障害者の権利擁護センター	2000年5月9日	弁護士会TEL	058-265-0020
福井	高齢者・障害者権利擁護センター	2002年12月20日	弁護士会TEL	0776-23-5255
金沢	高齢者・障害者支援センター	2001年11月20日	弁護士会TEL	076-221-0242
富山県	高齢者・障害者の権利擁護センター	2001年5月8日	弁護士会TEL	076-421-4811
広島	高齢者等財産管理センター「あんしん」	1998年7月	082(225)1600	082-228-0230
山口県	高齢者・障害者権利擁護センター	2000年4月1日	弁護士会TEL	083-922-0087

高齢者・障害者財産管理センター・支援センター等設立状況について

弁護士会	センター名	センター設立	センターTEL	弁護士会代表T
岡山	財団法人リーガルエイド岡山 高齢者・障害者支援センター（弁護士会内でなく外郭団体としての設立）	1997年4月	086(223)7899	086-223-4401
鳥取県	独自のセンターは設けず、成年後見ネットワーク鳥取、同米子で取り組んでいる。（設立日は、鳥取が2002.3.16、米子が2004.3.14、米子は弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、行政担当者、精神科医、行政書士が会員）	2002年3月16日	0857(21)0570	0857-22-3912
島根県	成年後見センター（出雲2000.7/石見2001.5/松江2001.8/弁護士会だけでなく司法書士会・社会福祉士会との設立）	2000年7月27日	弁護士会TEL	0852-21-3225
福岡県	高齢者・障害者総合支援センター「あいゆう」	2000年4月1日	092(724)7709 福岡	092-741-6416
佐賀県	高齢者・障害者財産管理センター	1999年12月17日	弁護士会TEL	0952-24-3411
長崎県	高齢者・障害者支援センター	2003年9月19日	弁護士会TEL	095-824-3903
大分県	高齢者・障害者の財産管理・権利擁護支援センター	2003年6月20日	弁護士会TEL	097-536-1458
熊本県	高齢者・障害者の財産管理・権利擁護支援センター	2000年3月17日	弁護士会TEL	096-325-0913
鹿児島県	高齢者・障害者総合支援センター	2002年6月1日	弁護士会TEL	099-226-3765
宮崎県	高齢者・障害者等権利擁護センター	2000年4月1日	弁護士会TEL	0985-22-2466
沖縄	★設置予定			098-833-5545
仙台	高齢者・障害者の財産管理・権利擁護支援窓口「ふくろうくん」	2001年6月15日	022(223)2383	022-223-1001
福島県	高齢者・障害者権利擁護支援センター	2002年3月15日	弁護士会TEL	024-534-2334
山形県	高齢者・障害者財産管理センター	2002年3月15日	弁護士会TEL	023-622-2234
岩手	高齢者・障害者支援センター（現在は委員会活動のみ）	2000年5月9日	弁護士会TEL	019-651-5095
秋田	高齢者・障害者のための支援センター「あおぞら」	2001年10月19日	018-896-5599	018-862-3770
青森県	高齢者・障害者支援センター	2002年4月1日	弁護士会TEL	017-777-7285
札幌	高齢者・障害者支援センター「ホッと」	2002年3月1日	011(242)4165	011-281-2428
函館	高齢者・障害者支援センター	2004年12月1日	弁護士会TEL	0138-41-0232
旭川	高齢者・障害者財産管理センター	2000年10月1日	弁護士会TEL	0166-51-9527
釧路	高齢者・障害者財産管理センター	2005年4月15日	弁護士会TEL	0154-41-0214
香川県	高齢者・障害者支援センター	2000年9月12日	弁護士会TEL	087-822-3693
徳島	高齢者・障害者支援センター	2000年9月14日	弁護士会TEL	088-652-5768
高知	高齢者・障害者支援センター	2001年1月19日	弁護士会TEL	088-872-0324
愛媛	高齢者・障害者総合支援センター	2001年1月1日	弁護士会TEL	089-941-6279

養護者による高齢者虐待への具体的な対応 (市町村における事務の流れ)

